

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、届出があった。

平成二十二年九月十三日

広島県西部農林水産事務所長 小 原 辰 男

竹原市	事業主体	地区名	事業名	換地処分年月日
	上仁賀		区画整理事業	平成二十二年八月十三日